

別表第2（第5条関係）

日常生活用具給付事業費負担基準

利用者世帯の階層区分		自己負担月額	同一月2人目以上加算額
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0	円 0
B	当該年度市町村民税非課税世帯	1,100	110
C 1	当該年度市町村民税均等割のみ課税世帯	2,250	230
C 2	当該年度市町村民税所得割課税世帯	2,900	290
D 1	前年分所得税課税年額が 2,400円以下の世帯	3,450	350
D 2	前年分所得税課税年額が 2,401円以上4,800円以下の世帯	3,800	380
D 3	前年分所得税課税年額が 4,801円以上8,400円以下の世帯	4,250	430
D 4	前年分所得税課税年額が 8,401円以上12,000円以下の世帯	4,700	470
D 5	前年分所得税課税年額が 12,001円以上16,200円以下の世帯	5,500	550
D 6	前年分所得税課税年額が 16,201円以上21,000円以下の世帯	6,250	630
D 7	前年分所得税課税年額が 21,001円以上46,200円以下の世帯	8,100	810
D 8	前年分所得税課税年額が 46,201円以上60,000円以下の世帯	9,350	940
D 9	前年分所得税課税年額が 60,001円以上78,000円以下の世帯	11,550	1,160
D 10	前年分所得税課税年額が 78,001円以上100,500円以下の世帯	13,750	1,380
D 11	前年分所得税課税年額が 100,501円以上190,000円以下の世帯	17,850	1,790
D 12	前年分所得税課税年額が 190,001円以上299,500円以下の世帯	22,000	2,200

D13	前年分所得税課税年額が 299,501円以上831,900円以下の世帯	26,150	2,620
D14	前年分所得税課税年額が 831,901円以上1,467,000円以下の世帯	40,350	4,040
D15	前年分所得税課税年額が 1,467,001円以上1,632,000円以下の世帯	42,500	4,250
D16	前年分所得税課税年額が 1,632,001円以上2,302,900円以下の世帯	51,450	5,150
D17	前年分所得税課税年額が 2,302,901円以上3,117,000円以下の世帯	61,250	6,130
D18	前年分所得税課税年額が 3,117,001円以上4,173,000円以下の世帯	71,900	7,190
D19	前年分所得税課税年額が 4,173,001円以上の世帯	全額	自己負担月額の10%。ただし、その額が8,560円に満たない場合は8,560円とする。